

## 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業実施要綱

### 1. 目的

慢性の痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性の痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。こうした、精神医学的要因、心理学的要因等が複雑に関与して痛みを増悪させることから、慢性の痛みの診療においては、診療科の枠組みを超えた集学的な対応が求められる。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（慢性の痛み政策研究事業）における研究班（以下「研究班」という。）において、患者が身近な医療機関で診療できるよう地域の医療機関との診療連携モデルについて研究を進めている。

本事業では、研究で得られた良質な診療モデルを全国に普及するため、全国の研究班集学的痛みセンターで地域の医療機関と連携した診療モデルの実践を行うとともに、平成29年度から令和元年度にかけて構築した診療連携モデルや令和2年度に実施した人材養成モデルを活用して、痛みの診療について実践可能な人材の育成を行い、地域の医療提供体制へ慢性疼痛診療をさらに普及し、かつ拡大していくためのモデル事業を行うことを目的とする。

### 2. 実施主体

公募により選定する法人

### 3. 事業内容

(1) 当該地域における痛み診療に関する医療資源等の実情を踏まえ、地域において、集学的な診療体制を構築している医療機関（研究班から指定された研究班集学的痛みセンター（以下「痛みセンター」という。）を中心に、痛みセンター及び地域の中核的な医療機関や地域のかかりつけ医（以下「連携機関」という。）との診療連携により、慢性疼痛患者を診療する体制（以下「慢性疼痛診療体制」という。）を構築するとともに、構築された慢性疼痛診療モデルについて、各地域へ横展開を行う。

#### (2) 慢性疼痛診療体制の満たすべき要件

(1) により構築する慢性疼痛診療体制は、以下に掲げる要件を満たすこととする。

① 少なくとも1箇所以上の痛みセンターが慢性疼痛診療体制に組み込まれているか、又は慢性疼痛診療体制の全体について、指導・助言を行える立場にあること。ただし、地域に痛みセンターがない場合など、特段の理由がある場合には必須としない。

② 連携機関の連携により、整形外科、麻酔科、脳外科、内科、心療内科、精神科、歯科等などの診療が受けられる体制を構築し、かつ、関係する診療科の各職種の

医療従事者等により、連携して治療に当たるチーム医療が行える体制を構築していること。

- ③ ①及び②を満たすことにより受診を希望する慢性疼痛患者について、受診の機会の確保に努めること。
- ④ 患者の病状等に応じ、地域のかかりつけ医等の身近な医療機関での診療を促していくこと。

### (3) 必須実施内容

地域の医療資源等の実情に応じ、創意工夫によった様々な実施体制が想定されるが、(2)に掲げる要件を満たしながら、以下に掲げる事項については、必ず実施することとする。

#### ① 痛み診療コーディネーターの配置

痛みセンターに、慢性疼痛診療体制全体の調整を行うため、必要な連携、調整にあたる痛みコーディネーターを配置する。

なお、痛みコーディネーターは、看護師等の医療従事者等とする。

#### ② 研修会の開催

慢性の痛みや、その診療に関する情報が不足していると考えられることから、連携機関以外の医療機関、介護施設及び行政の相談支援機関にも、痛みの診療やケアに関する知見・知識を広げるため、地域の医療機関の医療従事者や介護従事者等を対象に、以下に留意して研修会を開催する。

ア 痛みに関する科学的根拠に基づいた最新の知見、情報等を整理して提供する。

イ 疾患毎の縦断的な内容ではなく、痛みという症状に着目した横断的な内容とする。

ウ 医学的技術や知見・情報の講義にとどまらず、痛みを抱える患者の診療やケアを行う上で必要な、実技（実習等を含む。）等の実際的な内容とする。

#### ③ 慢性疼痛診療モデルの普及・展開（診療モデルの横展開）

本事業において構築した慢性疼痛診療モデルの普及・展開を行うため、痛みセンターにおいて、慢性疼痛診療に従事することが期待される医師等へ研修を行う。

## 4. 留意事項

- (1) 研究班において、痛みセンターと地域医療の連携モデルの構築に関する研究を進めており、本事業の実施主体においては、当該研究班と連携を図ること。
- (2) からだの痛み相談・支援事業において、慢性の痛みを抱える患者からの相談及び患者の支援のための普及啓発等を実施することとしており、本事業の実施主体においては、当該事業の実施主体（公募により選定）と適宜連携を図ること。
- (3) 3の(3)の②及び③の実施に当たっては、都道府県や地域の医師会、関係する学会等へ広く周知を行うこと。

- (4) 本事業によって構築された診療モデルが、当該地域の医療提供体制の中に組み込まれ、事業終了後も継続されるよう、関係する地方公共団体と事業計画の作成時から連絡調整を行い、事業期間を通じて診療モデルへの関与を求める。また、痛みセンターと地域の中核的な医療機関および地域のかかりつけ医の連携について具体的な好事例についてまとめること。
- (5) 本事業によって構築された診療モデルをさらに拡大するために必要な対応について、事業成果の中に地域の実情に応じた方向性の提示を盛り込むことを目指すこと。

## 5. 国の補助

国は、公募要領により選定された法人が本要綱に基づいて実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

## 6. その他

その他、本事業の実施に当たり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局難病対策課と協議の上、決定する。